



郷土の竹林を蘇らせませんか？



大分県森林環境税を活用した「竹林再生事業（優良竹林化）」のお知らせ

みなさんのお住まいの地域で藪になっている竹林はありませんか？

竹は放置されたままでは「道」や「畑」を侵食する厄介者ですが、伐竹し管理することで**タケノコ**や**竹材**など、持続的な資源の供給が可能となる財産となります。

大分県はタケノコや竹材が生産できる「**優良竹林**」へ整備することに対し、助成を行っていますのでご活用ください。

補助事業の概要

●事業の時期

伐竹作業の適期は秋～春先ですが、年度当初に事業計画を立てる必要があるため、早めの申請をお願いします。

●事業の種類

- ① 伐竹・片付け をするタイプ
- ② 伐竹・片付け・伐竹本数の1/2以上をチップ化するタイプ
- ③ 伐竹・片付け・伐竹本数の全量をチップ化するタイプ

※チップ化＝粉碎処理する機械を利用した場合

●採択要件

目 的： タケノコや竹材の生産を目的とした「**優良竹林化**」に整備すること

伐竹面積： 伐竹する面積が 0.1ha/1箇所 以上であること

伐竹本数： 5,000本/1ha 以上伐竹すること

●留意事項

- ◎ 伐竹は「間伐」であること。（「全伐」は実施不可。）
- ◎ 当事業により既に伐竹した箇所は再度採択できません。
- ◎ 当事業は事前に申請が必要です。補助金交付決定前に伐竹した際は補助金を交付できません。
- ◎ 補助金は事業終了後に交付されます。



近所の竹藪もきれいにすれば**宝の山**になる！

申請する金額の算定

▶ 伐竹する箇所の「面積・本数・竹の直径」から金額を算定します！

1. 伐竹する竹林1ha当たりの「**伐竹本数**」・「**伐竹する竹の平均直径**」から「**標準事業費(1ha当たり)**」が決まります。（※裏面参照）
2. 「**標準事業費(1ha当たり)**」に「**伐採する面積**」と「**補助率3/4**」を掛けた額が補助金額となります。（※千円未満は切り捨てとします）

👉 補助金額算定の前に・・・

1)伐竹する箇所の所在・面積を調べます

- ・ 測量を行い、地籍図(国土図面)で番地を確認する
- ・ 図面が必要な場合は市町村へ相談する

2)竹林1ha当たりの「竹の平均直径」を求めます

- ・ 無作為に平均的な竹50本の直径を測り、その平均値を「**平均直径**」とします

3)竹林1ha当たりの「伐竹本数」を求めます

- ・ メジャー等で竹林内に10m×10m(100㎡)程度の正方形(**プロット**)を1箇所作ります
- ・ プロットの場合は、竹林内の竹の成立本数・直径の平均的な箇所とします
- ・ プロット内の竹の本数を数え、それを1haに換算して「**平均の成立本数**」を求めます
▶例:100㎡のプロットの場合、調査した本数を100倍すれば1ha当たりの成立本数となります
- ・ 「**平均成立本数**」に「**伐採率(伐竹する割合)**」を掛けたものが**1ha当たりの「伐採本数」**となります

■1ha当たりの標準事業費＜伐竹+片付け＞

(単位:円)

伐採本数	平均直径	6cm以下	10cm以下	14cm以下
10,000本未満		846,000	1,310,000	1,998,000
15,000本未満		1,317,000	2,071,000	3,189,000
15,000本以上		1,788,000	2,833,000	4,381,000

× 伐竹面積 × 3/4 = 補助金額

■1ha当たりの標準事業費＜伐竹+片付け+チップ化(伐竹本数の1/2以上)＞

伐採本数	平均直径	6cm以下	10cm以下	14cm以下
10,000本未満		897,000	1,481,000	2,169,000
15,000本未満		1,401,000	2,349,000	3,467,000
15,000本以上		1,904,000	3,216,000	4,764,000

× 伐竹面積 × 3/4 = 補助金額

■1ha当たりの標準事業費＜伐竹+片付け+チップ化＞(単位:円)

伐採本数	平均直径	6cm以下	10cm以下	14cm以下
10,000本未満		949,000	1,652,000	2,340,000
15,000本未満		1,485,000	2,626,000	3,744,000
15,000本以上		2,021,000	3,600,000	5,148,000

× 伐竹面積 × 3/4 = 補助金額

事業の手続きについて

●問い合わせ先

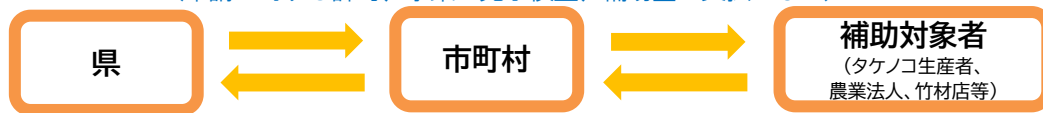
伐竹する竹林が所在する市町村の林業担当窓口(※下表のとおり)

●事業が受けられる者(補助対象者)

市町村・森林組合・農協・法人・竹材やタケノコ等の生産を行う者(個人)

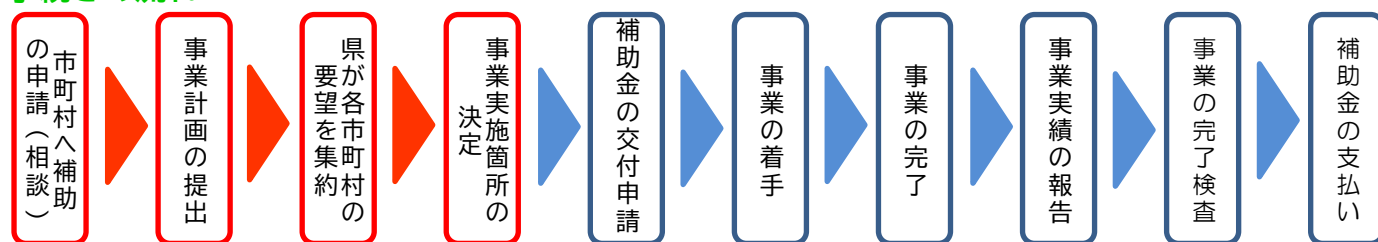
●補助の仕組みについて

(申請に対する許可、事業の完了検査、補助金の支払いなど)



(補助金の申請、事業の完了報告など)

●手続きの流れ



+α 簡易作業路の設置補助

タケノコ・竹材の搬出や維持管理のための簡易作業路の開設に対する補助も行っています。

(◎作業路のみの申請も可)

●補助する金額

作業路1mにつき500円(定額補助)

●採択要件

- ◎ 1路線の利用区域内に竹林が0.1ha以上あること
- ◎ 1路線の延長は100m以上、対称面積の0.1当たり概ね100mまで
- ◎ 作業路の幅員は2.0m以上で、緩勾配とすること

「問い合わせ」は市町村まで！

各市町村等の連絡先

市町村	担当課	TEL	市町村	担当課	TEL
大分市	農林水産課	097-534-6111	杵築市	農林水産課	0978-62-3131
別府市	農林水産課	0977-21-1111	宇佐市	林業水産課	0978-32-1111
中津市	林業水産課	0979-22-1111	豊後大野市	農林整備課	0974-22-1001
日田市	林業・木材産業振興課	0973-22-8362	由布市	農政課	097-583-1111
佐伯市	林業課	0972-22-4214	国東市	林業水産課	0978-72-5198
臼杵市	農林振興課	0974-32-2220	姫島村	企画振興課	0978-87-2111
津久見市	農林水産課	0972-82-4111	日出町	農林水産課	0977-73-3127
竹田市	農政課	0974-63-4805	九重町	農林課	0973-76-3804
豊後高田市	耕地林業課	0978-22-3100	玖珠町	農林業振興課	0973-72-7164